



	A案	B案	C案
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存生活道路(市道横根線)をそのまま利用する前提で、南側敷地に「市民運営型複合施設」、北側敷地に「市民運営型福祉施設」を分けて建設</li> <li>将来の県道交差点の右折レーン整備を見据え、県道沿いに駐車場を配置(拡幅用地を確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存生活道路(市道横根線)をそのまま利用する前提で、南側敷地に「市民運営型複合施設」、「市民運営型福祉施設」を一体的に建設</li> <li>将来の県道交差点の右折レーン整備を見据え、県道沿いに駐車場を配置(拡幅用地を確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存生活道路(市道横根線)による南北の敷地の分断をなくし、「市民運営型複合施設」、「市民運営型福祉施設」を一体的に建設→既存生活道路(市道横根線)は袋路にならないよう整備</li> <li>将来の県道交差点の右折レーン整備を見据え、県道からセットバックして建設(拡幅用地を確保)</li> </ul>
動線(人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>どちらの施設にアクセスする場合も、道路を渡ることなく安全に駐車場からアクセスできる</li> <li>住民福祉ゾーン(市民運営型福祉施設)と地域自治ゾーン(市民運営型複合施設)は道路(市道横根線)で分断されるため、両方の施設に行く場合は、徒歩で道路を横断する形になる</li> <li>施設が相対的に小規模となるため、施設内の動線はB案・C案より短い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設にアクセスする場合、施設前の駐車場からは道路を渡ることなく安全に駐車場からアクセスできる</li> <li>北側の駐車場が道路で分断され、そこから施設へのアクセスは、徒歩で道路を横断する形になる</li> <li>施設が相対的に大規模となり、施設内の動線が長くなる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地が1つにまとまり、施設へのアクセスは、道路を渡ることなく安全に駐車場からアクセスできる</li> <li>施設が相対的に大規模となり、施設内の動線が長くなる可能性がある</li> </ul>
動線(車)	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの道路からでもアクセスできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの道路からでもアクセスできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西側道路(県道石部草津線)からのアクセスができなくなる</li> <li>既存生活道路(市道横根線)の廃止(北側への通り抜け整備)により、西側道路(県道石部草津線)の交通渋滞の緩和は期待できる</li> </ul>
利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物が分かれることで、福祉施設(特に発達支援センター)の利用者のプライバシーが守られやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの建物になることで、福祉施設(特に発達支援センター)の利用者のプライバシーが守られにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの建物になることで、福祉施設(特に発達支援センター)の利用者のプライバシーが守られにくい</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が2つに分かれるため、維持管理費がB案・C案より高くなる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が1つにまとまっているため、維持管理がA案より効率的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が1つにまとまっているため、維持管理がA案より効率的</li> </ul>